

## 授業評価アンケート実施要領

### 1 実施目的

学生の意見を踏まえたP D C Aサイクルによる教育の質の向上への組織的な取り組みを推進することを目的とする。

### 2 実施主体・対象

各学部及び研究科（以下、「部局」という。）は、所属する学生を対象に授業評価アンケートを実施するものとする。

### 3 実施方法

#### (1) 種類

前期・後期のおおよそ半分の授業が終わった時点で実施するもの「中間アンケート」、授業最終日から期末試験実施前までに実施するものを「期末アンケート」とし、それぞれを無記名アンケートとして取扱う。

#### (2) 実施科目

##### ① 期末アンケート

原則、全科目で実施するものとする。

ただし、部局は、教授会や教務委員会等の教育を所掌する組織において、教育上の理由（履修者数が少人数である等）によりアンケート実施が適切ではないと決定した科目は、対象科目から外すことができるものとする。

なお、部局が全学共通科目及び副専攻履修者のみが履修可能な科目を対象科目から外す場合の取扱は、以下のとおりとする。

##### ア 全学共通科目

総合教育機構長への事前協議により総合教育機構長が承認した科目

##### イ 副専攻履修者のみが履修可能な科目

副専攻運営機関が教育上の理由によりアンケート実施が適切ではないと決定した科目

##### ② 中間アンケート

部局は、前半に実施した授業への学生の意見を後半の授業に活かせるよう、可能な限り実施に努めるものとする。

#### (3) 実施媒体

学生情報システム（UNIVERSAL PASSPORT）の授業評価機能にアンケート実施科目を登録のうえ、回答する方法を原則とする。

なお、担当教員は、特に期末アンケートについて、より多くの学生からの回答が得られるよう、各期の最終授業中での実施に努めるものとする。

#### (4) 項目

授業評価アンケートは、共通質問項目、教員独自質問項目、自由記述項目から構成し、各項目は以下のとおりとする。

なお、アンケート項目の登録は、本部教育改革課が行う。

### ① 共通質問項目

選択肢を予め示す学生必須回答項目であり、質問内容については、実施前年度の総合教育機構全学教育推進会議で審議・決定するものとする。

### ② 教員独自質問項目

教員が任意に設定し学生に回答を求める項目であり、質問内容については、当該年度のアンケート実施時に、口頭または文書によって、教員から学生に直接伝えるものとする。

### ③ 自由記述項目

予め設定したテーマに関して自由に記述を求める項目であり、質問テーマについては、実施前年度の総合教育機構全学教育推進会議で審議・決定するものとする。

## (5) 実施期間

各部局は、学生回答期間（約2週間から4週間程度）を設定するものとし、複数部局の学生が受講する科目は、部局間で調整のうえを設定するものとする。

## (6) 結果の取りまとめ

各部局は、以下のとおり、アンケート結果を取りまとめるものとする。

① 各部局学務担当課は、学生回答期間終了後、共通質問項目の集計を行ったうえで、教員コメント入力期間を設定し、担当教員に対し、回答内容の確認及びコメント入力を依頼

② 担当教員は、回答内容を確認のうえ、学生への何らかの回答が必要であるか検討し、教員コメント欄に入力※

※コメント入力にあたり、関係する自由記述内容を引用するかは、各担当教員の判断によるものとするが、引用しない場合は、どのような意見に対するコメントであるかが分かるよう入力すること。

## (7) 結果公開・閲覧

① 各部局は、学生の次学期履修登録に間に合うよう、学生・教員への公開日を設定する。

② EUC 授業評価検索により、登録された全科目に関する3(4)①及び3(6)②の項目については、全学生・教員による閲覧を可能とする。

## 4 教育の質の向上に向けた授業評価アンケート結果の活用

### (1) 教育の自己点検・評価等における授業評価アンケート結果の活用にかかる留意事項

学長及び部局長は、全学及び教育課程レベルでの自己点検・評価に授業評価アンケート結果を活用するにあたっては、無記名アンケートであることから、学生個人が特定又は推定されない形で取扱わなければならない。なお、全学及び教育課程レベルでの自己点検・評価における授業評価アンケート結果の活用にかかる必要な事項は別に定めるものとする。

### (2) FD活動の推進

部局長は、前項を遵守のうえ、自由記述項目を含めた授業評価アンケート結果を把握し、教員への指導やFD活動への活用など、教育の質の向上に向けた取組みに努めるものとする。

## 5 特例措置

研究科長は、この要領によることが困難な場合は、3（3）から3（7）について、教授会等の意見を踏まえたうえで、別に定めることができるものとする。

### 附 則

この要領は、令和2年4月1日より施行する。

#### （経過措置）

この要領施行前に実施された授業評価アンケートの結果公開については、前記3の規定にかかわらず、従前の例による。

### 附 則

この要領は、令和4年4月1日より施行する。